

『相続の遺産分割協議がまとまらない場合 申告期限内に仮申告・納付が必要』

相続に際して、相続人間で意見がまとまらず、遺産分割協議を行うケースも少なくない。遺産分割協議もまとまらない場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てる。遺産分割調停が成立しなかった場合には、自動的に遺産分割審判手続きに移り、家事審判官(裁判官)によって遺産分割の審判がなされる。このように、結論が出るのに時間がかかる一方で、問題となってくるのは、相続税の申告期限が近づいてきている場合だ。

相続税がかかるケースでは、遺産分割協議が成立しないまま何年も経過してしまうと、小規模宅地の特例や配偶者の税額軽減の特例等、相続税の軽減を受けられなくなることがある。また、相続の発生から10ヵ月以内に申告・納税をしなかった場合、加算税や延滞税を余分に払わなければならない。

遺産分割協議がまとまらない場合は、法定相続分で相続したと仮定して、申告期限内にいったん申告・納付を済ませる必要がある。

そして遺産分割協議がまとまったら、修正申告もしくは更正の請求を行い、相続税の納税額が不足していた場合は不足分を納税し、過払いしていた場合は還付してもらう。つまり、仮に申告・納税しておくことでペナルティを抑えることができる。

ただし、未分割申告の注意点がある。主なものとしては、事業用や居住用宅地等の評価で一定の割合を減額できる小規模宅地等の課税価格の特例や、配偶者の税額軽減の特例を受けることができないことだ。そこで、相続税の申告書の提出期限までに相続等により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合には、相続税を申告する際に、その未分割財産を申告書の提出期限から3年以内に分割する旨の「申告期限後3年以内の分割見込書」を添付して提出するとよい。そうすることで、相続税の申告期限から3年以内に分割が行われた場合は、分割が行われた日の翌日から4ヵ月以内に更正の請求を行い、これらの特例が適用できることになる。

『在香港日系企業緊急アンケート 過半が悪化または大幅悪化』

ジェトロは、在香港日本総領事館、香港日本人商工会議所と共同で、在香港の日系企業など計580社を対象にした「香港を取り巻くビジネス環境にかかる緊急アンケート調査」を実施。3機関合同のプレスリリースを出した。調査結果によると、**2019年1～8月期の業績が前年同期比で「悪化している」および「大幅に悪化している(マイナス20%以上)」と回答した企業は52.8%だった。**最も割合が高かった要因は、「米中貿易摩擦」と「中国の景気低迷」(いずれも58.9%)、次いで「香港でのデモ・抗議活動」(38.7%)の順だった。



デモへの実施済みの対応策として最も多かったのは、「不要不急の出張の抑制」(41.4%)で、「BCP(事業継続計画)の確認」(23.9%)、「香港へのお出張の中止」(15.3%)と続いた。緊急時の連絡体制の整備や社員の出退勤の調整等も多くみられたが、「家族の帰国」や「駐在員・現地職員の削減」を実施済みの企業はそれぞれ5%未満、「事業所の撤退」を実施済みの企業はゼロだった。自由回答形式で聞くと、売り上げの減少に加え、次年度以降の事業計画の大幅な見直しが必要といった声のほか、優秀な人材の流出や将来的な香港の価値の低下などの懸念が寄せられた。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます